

経営強化指導計画

【山梨県民信用組合】

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第33条)

《ダイジェスト版》

平成30年6月



全国信用協同組合連合会

1. 経営強化指導計画の策定にあたって

当会は、山梨県民信用組合が地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給を担う重要な金融機関であるという認識のもと、同信用組合がこれまで以上に安定的かつ円滑な資金供給を実施していくために、当会の資本増強支援にあたり財源面の支援として金融機能強化法を活用することにより、同信用組合の財務基盤について更なる強化を図りました。

山梨県内の経済環境等につきましては、全体としては回復基調にあるものの、主たるお取引先である中小規模事業者の景況感は、未だ低位で推移しております。こうしたなか、山梨県民信用組合は、お取引先への変わらぬサポートを通じて、地域経済の活性化に寄与することが基本的かつ不変の使命であると認識し、円滑かつ持続性ある資金供給への取り組みに努めております。

当会といたしましては、山梨県民信用組合が金融仲介機能の強化を図り、これまで以上に地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する信用供与の維持・拡大と各種サービスの向上がなされるよう、信用組合業界の系統中央機関として、「経営強化指導計画」に基づく強力な指導を含め、同信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

2. 前計画の総括

当会では、平成27年4月から平成30年3月までの3カ年において、前経営強化指導計画に基づき、山梨県民信用組合の前経営強化計画達成に向けた取り組みへの指導を行ってまいりました。

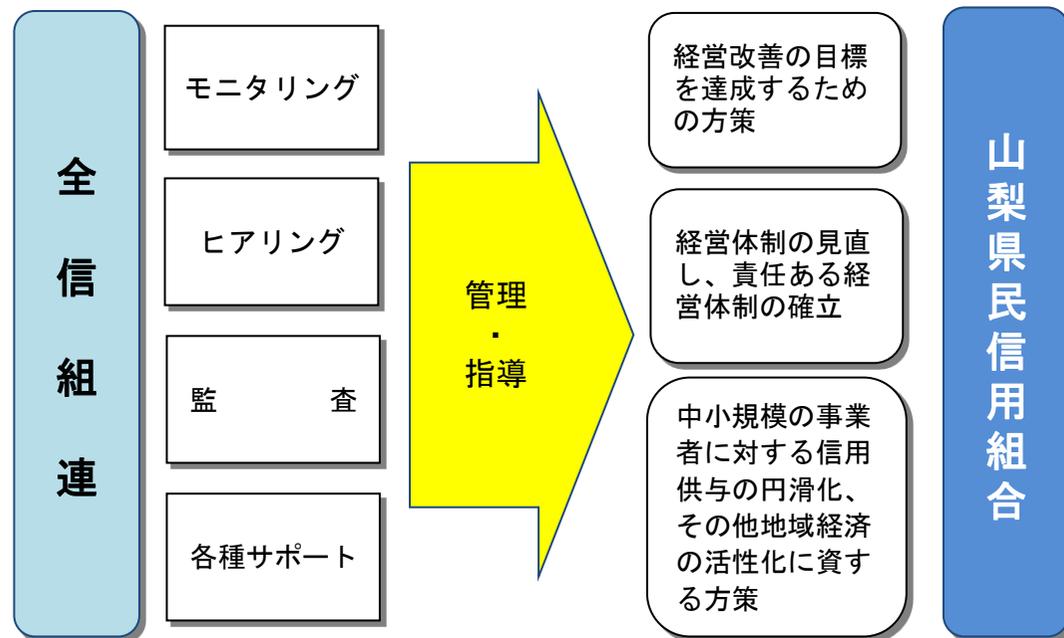
ヒアリング等の事後管理を通じ実態把握を進め、山梨県民信用組合に対する指導専担部署である経営指導監理課において検証のうえ経営陣に報告しておりましたが、これら事後管理を通じて把握した経営課題等に対する認識の共有化、改善に向けた意識強化及び実効性ある取り組みについて、指導・助言のスピード感を欠くこととなり、同信用組合では、収益性を示すコア業務純益や効率性を示す業務粗利益経費率といった指標について、計画目標に未達となっております。

このため、当会では、より詳細なヒアリング等を通じて経営強化計画の進捗管理に努めていくとともに、共通した課題認識の醸成及び具体的な改善策の検討、実効性ある施策実施に繋げていくための時宜を得た指導・助言に取り組んでまいります。

また、課題等に応じまして、他部署と連携したサポートに取り組んでまいりますほか、必要に応じて外部人材・ノウハウの活用を含めた指導・助言を講じ、経営強化計画の達成を図ってまいります。

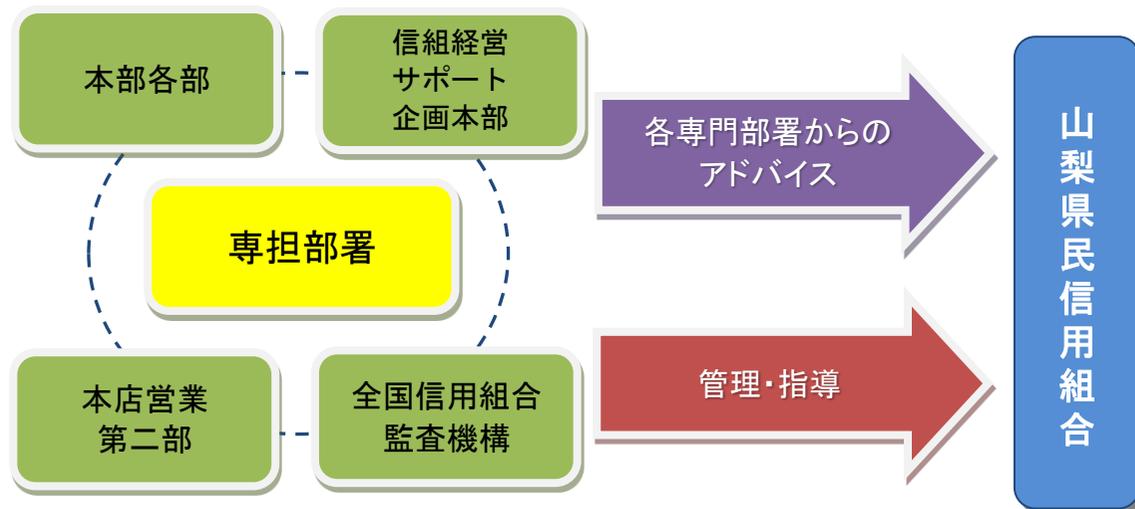
3. 経営指導方針

- (1) 山梨県民信用組合が実施する中小規模事業者への金融円滑化や地域経済の活性化に向けた取り組みについて、適時・適切に指導いたします。
- (2) 山梨県民信用組合が経営強化計画に沿って確実に利益剰余金の積み上げを図り、優先出資の返済が計画どおりなされるよう、最大限の指導を行ってまいります。



4. 経営指導体制

指導専担部署が本部各部や管轄営業店と連携してモニタリングやきめ細かな指導・助言を行ってまいります。



5. 経営指導のための施策

①経営強化計画の進捗管理

- ・ 履行状況報告等を通じて進捗状況の管理と指導を実施いたします。

②モニタリング、ヒアリング

- ・ 経営状況やリスク管理状況に関する定量・定性的な分析を通じた状況把握と指導を実施いたします。
 - 定期的な「トップとの協議」、「月次ヒアリング」、「所管部署別ヒアリング」、「出向者協議会」等

③経営改革協議会

- ・ 経営改革の早期かつ円滑な実現に向けた協議会を設置し、これまで以上に密接な連携のもと、指導・関与を強化してまいります。

④全国信用組合監査機構による検証・指導

- ・ 全国信用組合監査機構の監査により、経営実態把握と経営改善に向けたアドバイスを実施いたします。

⑤計画達成に必要な措置

- ・ 役員の派遣の継続等、人的支援を実施いたします。
- ・ 外部機関との連携強化や「しんくみりカバリ」の活用等により取引先の事業再生支援への取り組みをサポートしてまいります。
- ・ 資金運用・リスク管理の強化に向け、有価証券、ALM等に関するサポートを行ってまいります。

6. 当会が保有する信託受益権の額及びその内容

(1) 信託受益権の額

劣後信託受益権 128億円

(2) 算定根拠

山梨県民信用組合の財務基盤の強化を図り、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が可能となる額

(3) 内容

1	信託	山梨県民信用組合優先出資証券信託受益権
2	受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3	信託設定時元本	128億円
4	劣後配当の方法	<ul style="list-style-type: none">・実績配当（非累積）・信託有価証券等により生ずる配当金、利息その他これに準ずる収益から以下を控除した額 <ol style="list-style-type: none">①優先受益権配当②信託借入金利息③優先受益権配当準備金積立金④信託借入金元本返済金
5	信託設定日	2009年9月30日
6	受益権譲渡日	2009年9月30日
7	信託予定期間	25年（延長可能）
8	議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存優先受益権元本の割合に応じた数とする

～金融機能強化法を活用したスキーム（信託方式）～

